

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人看護のココロ（以下、当法人という）の倫理規程の理念に則り、当法人が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 当法人の役員及び会員は、本会の倫理規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第3条 当法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会（理事会で構成）

第4条 コンプライアンス担当理事は、理事の中から、理事会の決議により理事長が任命する。

2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。

3 コンプライアンス担当理事の役割・権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事の諮問機関として設置し、以下の事項について、その諮問に答える。

- (1) コンプライアンス施策の検討と実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件についての分析・検討
- (4) コンプライアンス違反再発防止策の策定
- (5) その他、コンプライアンス担当理事が諮問した事項

2 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、他の役員を委員として構成する。

(コンプライアンス委員会の開催)

第6条 コンプライアンス委員会は、委員長が必要があると認めるとき、いつでも招集することができる。

(報告・連絡・相談ルート)

第7条 役員および会員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員長に報告する。

2 コンプライアンス委員長は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、実施する。

(コンプライアンスのための教育)

第8条 当法人は、役員および会員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役員および会員は、本会の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和4年8月23日から施行する。(令和4年7月23日会員による臨時総会にて議決)